

# 議 事 録

平成26年度決算審査特別委員会

[第3日]

平成27年9月17日（木）

開 会	
委 員 長	<p>皆様おはようございます。</p> <p>本日の出席委員は、16人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>決算審査特別委員会を昨日に引き続き行います</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
委 員 長	<p>認定第3号「平成26年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>後期高齢者医療特別会計の26年度決算状況につきまして、説明をいたします。</p> <p>まず、決算書のほうから説明をいたしますので、決算書294ページをお願いします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>1款1項1目一般管理費として1,136千円の支出ですが、主なものは、12節役務費の保険証の郵送費です。</p> <p>2項1目徴収費として、490千円を支出いたしましたが、保険料納付書の郵送等に要した費用となっております。</p> <p>2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金です。315,145千円を支出いたしました。事務費負担金と保険料負担金を合わせまして、前年度より20,134千円の増となっております。</p> <p>3款1項償還金及び還付加算金は468千円を支出しております。</p> <p>296ページです。</p> <p>予算現額325,429千円に対し、支出済額317,240千円です。</p> <p>歳出は以上です。</p> <p>次に、歳入です。288ページをお願いします。</p> <p>歳入ですが、まず1款後期高齢者医療保険料です。</p> <p>1項1目特別徴収保険料の収入済額は136,310千円です。収入額が調定額を上回っていますが、177千円は還付未済額となっております。</p> <p>2目普通徴収保険料は85,793千円が収入済額となっております。</p> <p>2款使用料及び手数料の1項2目督促手数料ですが、95千円の収入です。</p> <p>次に、4款繰入金です。1項1目事務費繰入金として9,584千円、2目保険基金安定繰入金として86,418千円を、それぞれ一般会計から繰り入れております。</p> <p>事務費繰入金の一部を除きまして、広域連合に負担金として支出をいたしております。</p> <p>5款繰越金6,125千円は、前年度からの繰越金です。</p> <p>6款諸収入です。1項1目延滞金として40千円、2項2目還付加算金として6千円を広域連合より受け入れております。</p> <p>292ページです。</p> <p>歳入予算現額325,429千円に対し、収入済額324,374千円です。</p> <p>298ページをお願いします。</p> <p>実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額が7,133千円です。</p> <p>続きまして、決算審査特別委員会資料で説明をいたします。</p> <p>26ページをお願いします。</p> <p>総括に記載をしておりますけど、後期高齢者医療に関する町での業務は、1番、保険料の徴収相談、2番、申請や届け出の受け付け、3番、保険証の引き渡しなどを行</p>

	<p>っておるところでございます。</p> <p>1の被保険者の状況でありますけど、27年3月末時点で3,814人となり、前年度より76人の増加となっております。</p> <p>次に、2の主な予算の執行状況でございますが、決算書と重複をいたしますので、保険料の収納状況だけ説明をさせていただきます。</p> <p>(1)の保険料ですが、現年分の保険料調定額は224,056千円で、収納額は221,128千円、収納率98.69%で、前年度より0.34%低下をしております。</p> <p>滞納分の保険料調定額は、2,553千円で、収納額は974千円、収納率38.19%で、前年度より29.54%低下をしております。</p> <p>なお、年金からの特別徴収の収納率が100.1%となっておりますが、死亡者等の還付が間に合わずに、還付未済額が含まれているため、収納額が調定額を上回っているものでございます。</p> <p>町税の滞納整理と合わせまして、年3回の戸別訪問や独自の滞納者への接触を行っておりますけど、収納率が低下したことにつきましては、取り組み不足があったということを反省し、収納対策の強化を図りたいと考えております。</p> <p>27ページをお願いします。</p> <p>3の重点施策といたしましては、広報活動の充実に努めておるところです。広報紙の掲載、窓口でのリーフレット配布などの取り組みを行ったところであります。</p> <p>次に、保険料収納率の向上でありますけど、先ほども説明したとおり、収納率が低下をしております。県下の平均収納率は99.06%、筑前町の収納率は98.60%となっております。</p> <p>28ページの不納欠損につきましては、不納欠損事由に該当するものがございませんでしたので、決算額0となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。
河内委員	河内委員
河内委員	短期保険証についてお尋ねします。 枚数は何枚発行しているのか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	お答えします。 今現在33人、すべて6カ月の短期証を発行しております。
委員長	河内委員
河内委員	平成26年11月現在が、6カ月の短期保険証発行件数が12件という説明を、前いただいたんですが、約3倍増えているんですが、どういう事情か、つかんでいるかお尋ねをいたします。
委員長	健康課長
健康課長	お答えします。 短期保険証の発行につきましては、保険証の交付時期に毎年行っております。 その時期にはですね、当然件数が多いということで、その後徐々に減らしていくというようなことを行っておるところですけど、昨年の11月ということでありましたので、今後収納対策を強化しなければなりませんので、その中で短期証をですね、減らしていきたいというふうに考えております。
委員長	河内委員
河内委員	決算書の288、289ページです。 1款1項1目特別徴収保険料177,350円が保険料の還付していないというこ

	とですが、先ほどの説明の中で、亡くなった方とかの還付の保険料だと思うんですけども、亡くなった方に対して保険料返金とかはできるのでしょうか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	還付につきましては、ご家族の方にですね、返すということになります。当然、ご本人は返せませんので、ご家族の方に返すということになります。
委員長	河内委員
河内委員	これ、すべて全額返金は終わっているんですか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	手元に資料を持ち合わせておりませんが、すべては終わっていないというふうに思われます。
委員長	河内委員
河内委員	もう決算なのに終わってないということですが、残った方に対しては、どのような対応を考えているんですか。
委員長	健康課長
健康課長	お答えします。 還付をする際には、まず還付の通知をいたします。その還付通知自体がですね、原因日から2カ月ほど要していると思います。 その後の還付を口座振り込みでいたしますので、その連絡をですね、相手先から頂くようなこととなりますけど、稀にやっぱりその連絡がなかなかいただけないといったようなケースもございまして、数か月を要するということが稀にあります。 先ほどの分がですね、すべては終わっていないということでは思っておりますけど、その分についてはですね、また連絡を取りながら、還付をしておるといった状況でございます。
委員長	これで質疑を終わります。 これから、認定第3号「平成26年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第3号は、認定することに賛成の方は、挙手お願いします。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、認定第3号「平成26年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
委員長	続きまして、認定第4号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	人権・同和対策室から住宅新築資金等貸付事業特別会計の説明をさせていただきます。 決算書の251、252ページをお願いします。 歳出の1款1項1目一般管理費、支出済額3,630千円、これは、事務費及び弁護士委託料、それと住宅新築資金システム改修の委託料でございます。 また、これらの業務に従事しました職員給与の一部を一般会計に繰り出しをしております。 なお、弁護士委託料につきましては、通常の年間業務委託120千円と、26年度

につきましては、民事調停、それに訴えの定期の訴訟を行いました関係で、弁護士費用が増額になっております。

続きまして、2目財政調整基金費です。468千円。これは、財政調整基金の利子の積み立てです。

2款1項公債費、支出済額2,520千円、借入先のかんぽ生命保険機構への償還金でございます。

予備費の支出はございません。

歳出総額6,620千円。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

247ページ、248ページをお願いします。

1款1項県補助金、収入済額600千円。内訳といたしまして、1目の住宅新築資金等県補助金87千円。2目の償還推進助成事業補助金513千円です。

前年度から推進助成金が増えていますのは、弁護士費用分の補助があったということでございます。

2款1項財産運用収入、収入済額468千円、財政調整基金の利子でございます。

4款1項繰越金、前年度からの繰越金で6,264千円です。

続きまして、5款の諸収入、249、250ページをお願いします。

2項の貸付金元利収入です。借受人からの返済された額でございます。

収入済額の合計が6,745千円となっております。

収入合計14,078千円です。

次に、253ページをお願いします。

実質収支に関する調書ということで、歳入総額14,078千円、歳出総額6,620千円、差引7,458千円。実質収支も7,458千円となっております。

続きまして、決算審査特別委員会の資料の説明をさせていただきます。

資料の29ページをお願いします。

1、総括といたしまして、現在の事務及び改修並びに債務者の状況等について、記載をさせていただきます。

この貸付事業につきましては、平成13年度末の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効に伴い廃止となっているもので、本町では、平成4年度が最後の貸付となっております。

償還期間が25年となっておりますので、平成29年度が最終償還年度となります。引き続き滞納者と連携を密にいたしまして、債務者の意識の徹底を図りながら、生活状況に応じた返済計画と償還の履行の指導に当たっていきたくと考えているところです。

なお、26年度も補助金、県の補助金になりますが、4分の3を利用させていただきます。債権回収に関する法律相談、裁判や調停等のための弁護士との委託契約を締結し、取り組みの強化を図ってまいります。

中ほどの決算書でございますが、これは、決算書のほうで説明をさせていただきましたので、省略をいたします。

滞納の件数ですが、国費、県費、町費に分かれ、貸付の種類は5種類ありますが、平成26年度末時点の滞納件数は77件、実人員で51人でございます。

町費分につきましては、平成21年度で償還が終了しております。

続きまして、30ページをお願いします。

30ページには回収状況を掲載をさせていただきます。

現年度分につきましては、元金、利子合わせた調定額1,875千円に対しまして、収入額837千円、回収率44.68%でございます。

過年度分につきましては、元金、利子合わせた調定額が172,321千円、収入

	<p>額が5,907千円、回収率3.43%です。</p> <p>前年度よりも2,199千円ほど増加をしております。これは、抵当権の抹消を1件行ったものが大きく影響をしております。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑に移ります。</p> <p>河内委員</p>
河内委員	<p>資料の29ページです。</p> <p>下から3行目、今後も個人情報の取り扱いには慎重に対応しつつ、生活状況等に応じた償還指導と民事債権としての法的措置を図りながら、回収対策をするというふうに述べられておりますが、民事に持っていける案件は、あとどれぐらい、77件のうちどれくらいあるのでしょうか。</p>
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>お答えします。</p> <p>民事債権としての対応につきましては、滞納件数の77件、すべて対応ができるということでございます。以上です。</p>
委員長	河内委員
河内委員	<p>それでしたら最終の償還が平成29年、あと3年ですけれども、その3年の間にすべてするというふうに捉えていいのでしょうか。</p>
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>お答えします。</p> <p>29年度までに民事にかけるということのご質問だと思いますが、一応対象者とですね、滞納者との接触を図りながら、29年を越してでもですね、わずかずつでも回収に努めていきたいというふうに思っておるところです。以上です。</p>
委員長	福本委員
福本委員	<p>説明の中で弁護士費用が増額だという説明があったわけですが、弁護士の方に依頼するというのは、すべて民事に関することだろうと思いますけれども、特に弁護士に、その中でですね、その中でどういった内容で弁護士の手を煩わせるといいますか、力を借りなければならぬのか、そういった内容について、説明をしていただいたらと思います。</p>
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>お答えします。</p> <p>弁護士のほうにはですね、裁判の訴訟の関係、それにあと抵当権の関係、あと債権者に対して、弁護士の名前を借用してですね、通知するとか、そういったところで、弁護士の方のご協力をいただいているということでございます。以上です。</p>
委員長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、認定第4号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>認定第4号は、認定することに賛成の方は、挙手お願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、認定第4号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。</p>
委員長	<p>続きまして、認定第5号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計歳入歳出</p>

	<p>決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>平成26年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。 初めに決算の状況について、説明いたします。 決算書の262ページをお願いします。 初めに歳出のほうの説明をいたします。 なお、人件費等の義務的経費につきましては、説明を省略させていただきます。 1款1項1目農業集落排水施設管理費、支出済額56,722千円、主な節について、説明いたします。 11節需用費、支出済額13,247千円、主なものにつきましては、浄化センター及びマンホールポンプ場の電気料8,793千円と、修繕料4,127千円となっております。 13節委託料、支出済額19,097千円、主なものは、浄化センターの運転管理委託料12,478千円、汚泥運搬委託料3,547千円、管路巡視点検清掃委託料2,376千円などがございます。 15節工事請負費、支出済額8,368千円、これは新築に伴います污水管渠費工事2件、7,378千円及び舗装補修工事1件によります付帯工事費990千円でございます。 19節負担金補助及び交付金、支出済額5,492千円、汚泥処分費として両筑園に支払います負担金でございます。 264ページをお願いします。 2目基金費、25節積立金、支出済額346千円、基金利子を積み立てるものがございます。 2款1項1目元金、支出済額75,203千円、起債償還金の元金でございます。同じく2目利子、支出済額27,775千円、起債償還金の利子でございます。 以上、歳出合計は、予算現額167,792千円に対し、支出済額160,048,033円でございます。 次に、歳入の説明をいたします。 決算書の258ページをお願いします。 1款1項1目農業集落排水事業分担金、収入済額3,926千円、新規加入の受益者分担金でございます。 2款1項1目農業集落排水施設使用料、収入済額42,357千円、不納欠損額258千円でございます。 4款1項1目一般会計繰入金、収入済額106,253千円、一般会計の5款1項3目農業振興費からの繰入金でございます。 260ページをお願いします。 7款1項1目農業集落排水事業債、収入済額7,000千円、污水管渠費工事に伴う起債の借入金でございます。 以上、歳入合計は、予算現額167,792千円に対し、収入済額161,342,985円でございます。 次に、農業集落排水事業の実績報告書の成果と課題について、説明いたします。 別冊の決算審査特別委員会資料をお願いします。 31ページをお願いします。 まず、重点施策の方向でございます。 農業集落排水事業の整備は平成12年度で完了しており、2つの浄化センター及び</p>

	<p>管路施設の維持管理、使用料徴収などの管理業務が主体となっております。</p> <p>平成26年度につきましては普及促進のため、栗田、上高場地区の汚水管路工事107.8mを施工いたしました。</p> <p>今後は経営の健全化を図るために、水洗化率及び使用料収納率の向上、浄化センター及び管路施設の適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>具体的措置及び成果でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、事業の概要は、表に記載のとおりでございます。</li> <li>2、決算収支の状況については、先ほど説明いたしましたとおりでございます。</li> <li>3、処理施設の状況は、表に記載のとおりでございます。</li> </ol> <p>32ページです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4、水洗化の状況です。</li> </ol> <p>平成26年度末の水洗化率は、上高場処理区87.09%、栗田処理区95.57%となっております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5、施設維持管理費、施設維持管理費は、上高場及び栗田浄化センター、並びに管路施設等の維持管理の経費で、合計で37,869千円となっております。</li> <li>6、受益者分担金の収納率でございますが、現年度分のみでございます。99.76%となっております。</li> <li>7、使用料の徴収状況でございますが、使用料の収納率は、現年度分97.91%、滞納繰越分23.33%となっております。</li> </ol> <p>33ページをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8、不納欠損状況でございます。不納欠損処分につきましては、使用料で8件、258,405円を不納欠損しております。</li> </ol> <p>内容につきましては、執行停止後3年経過によるもの1件、執行停止期間中の時効完成によるもの1件、及び時効の完成によるもの6件分でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9、地方債の現在高につきましては、平成26年度末現在で、984,668千円となっております。</li> </ol> <p>将来の課題でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、経営の健全化、2、上水道の普及に伴う使用料金制度の見直し、3、処理施設及び管路施設の適正な維持管理、4、効率的な汚水処理等の検討の4つを掲げております。</li> </ol> <p>以上で、決算状況についての説明を終わります。</p>
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。
河内委員	河内委員
河内委員	<p>決算書の262、263ページです。</p> <p>1款1項1目、19節負担金補助及び交付金です。</p> <p>両筑衛生施設組合負担金が、当初予算より200万ほど少なく済んでいるんですが、理由が分かったら教えてください。</p>
委員長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>両筑衛生施設組合の負担金につきましては、環境防災課のほうもし尿の処分処理費としてですね、負担金を支払っておりますので、毎年最終的な額が決まったところで、環境防災課との協議により、金額をお互いにくらすということで、分け合っておりますのでございます。毎年変動するものでございます。</p>
委員長	河内委員
河内委員	特に負担金が減額になったということはないんですか。
委員長	上下水道課長

上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>全体的にし尿の件数が減ってきておりますので、全体的な処理費用が下がってきておりますので、その影響ではないかと考えられます。</p>
委員長	河内委員
河内委員	<p>成果と課題の33ページです。</p> <p>将来の課題の②ですけれども、現在一般家庭の使用料は世帯員割制となっておりますが、水道使用料に応じた従量制の導入に向けた検討をしますとあります。</p> <p>水道使用料に応じた従量制になった場合ですね、現在の使用料とどのような差が出るのかをお尋ねします。</p>
委員長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まだ本格的な検討には入っておりませんが、一応世帯員割の世帯とですね、水道専用世帯と試算して、比較して、それほど差がないような形にですね、持っていく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>従量制の移行につきましては、まだ水道工事が、一応今のところ平成29年度までかかる予定ですので、平成30年度に全体的な供用開始になりますので、その時期なのか、その1年後なのか、そのくらいを考えておるところでございます。</p>
委員長	河内委員
河内委員	従量制になって高くなったということがないようによろしくお願いいたします。
委員長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、認定第5号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>認定第5号は、認定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、認定第5号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。</p>
委員長	<p>続きまして、認定第6号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>平成26年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、説明をいたします。</p> <p>初めに決算の状況について、説明いたします。</p> <p>決算書の277ページをお願いします。</p> <p>初めに、歳出のほうの説明をいたします。</p> <p>なお、先ほどと同じく人件費等の事務的経費については、説明を省略させていただきます。</p> <p>1款1項1目公共下水道施設管理費336,822千円となっております。</p> <p>主な節について、説明いたします。</p> <p>11節需用費、支出済額50,558千円、主なものにつきましては、三輪中央浄化センター及びマンホールポンプ場の電気料23,132千円、修繕料23,387千円、水処理剤などの消耗品費2,923千円などでございます。</p> <p>13節委託料、支出済額86,271千円、主なものは、三輪中央浄化センターの</p>

運転管理委託料51, 568千円、脱水汚泥処分委託料10, 303千円、脱水汚泥運搬委託料5, 348千円、管路巡視点検清掃業務委託料7, 063千円、下水道管路施設台帳更新業務委託料4, 320千円、企業会計移行支援業務委託料4, 957千円などがございます。

279ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金、支出済額142, 321千円、主なものは、夜須地区の宝満川浄化センターにおける汚水処理費として、福岡県に支払っております維持管理負担金141, 112千円などがございます。

27節公課費、支出済額20, 135千円、これは、税務署に払っております消費税でございます。

2目基金費、25節積立金、支出済額1, 104千円、基金利子を積み立てているものでございます。

なお、予算不足が生じたため、予備費より2千円を充用しております。

2款1項1目公共下水道施設整備費、支出済額143, 348千円です。

281ページをお願いします。

13節委託料、支出済額4, 955千円、主なものにつきましては、事業計画変更業務委託料2, 840千円、汚水管渠測量設計委託料2, 114千円などがございます。

15節工事請負費、支出済額116, 993千円、主なものは、排水設備工事5件、14, 871千円、汚水管渠工事10件、26, 202千円、雨水管渠工事3件、62, 775千円などがございます。

19節負担金補助及び交付金、支出済額4, 410千円、主なものは、県に支払います流域下水道建設費負担金4, 398千円でございます。

3款1項1目元金、支出済額463, 927千円、起債償還金の元金でございます。

同じく2目の利子、支出済額243, 391千円、起債償還金の利子でございます。

以上、歳出合計は、予算現額1, 212, 037千円に対し、支出済額1, 188, 594, 334円となっております。

次に、歳入の説明を行います。

決算書の271ページをお願いします。

1款1項1目公共下水道事業負担金、収入済額50, 605千円、不納欠損額は1, 449千円でございます。

2款1項1目公共下水道施設使用料、収入済額400, 670千円、不納欠損額は1, 178千円でございます。

3款1項1目公共下水道事業費補助金、収入済額38, 460千円、国からの社会资本整備総合交付金でございます。

273ページをお願いします。

6款1項1目一般会計繰入金、収入済額631, 323千円、これは一般会計の7款4項1目都市計画総務費からの繰入金でございます。

7款1項1目繰越金、収入済額2, 149千円、前年度からの繰越金です。

8款1項1目延滞金、収入済額1, 060千円、負担金及び使用料の延滞金です。

275ページをお願いします。

9款1項1目公共下水道事業債、収入済額62, 500千円です。これは、排水設備工事、汚水管渠工事、雨水管渠工事に伴います起債借入金でございます。

以上歳入合計、予算現額1, 212, 037千円に対し、収入済額1, 189, 970, 262円でございます。

次に、平成26年度公共下水道実績報告書の成果と課題について、説明いたします。別冊の決算審査特別委員会資料をお願いします。

34ページをお願いします。

	<p>まず、重点施策の方向でございます。</p> <p>公共下水道につきましては、平成25年度をもって、筑前町の非認可区域の整備は完了しているため、平成26年度につきましては、普及促進のため開発、新築等に伴う汚水渠整備を原地蔵、他の地区で実施しております。延長の合計で389m、総工事費で約26,000千円です。</p> <p>まず、浸水被害解消のため、依井地区の雨水渠改修工事342mの整備を行いました。総工事費は約63,000千円でございます。</p> <p>具体的措置及び成果でございます。</p> <p>事業の概要は表の記載のとおりでございます。</p> <p>2、決算収支の状況につきましては、先ほどの決算書で説明したとおりです。35ページをお願いします。</p> <p>処理施設の状況ですが、三輪中央浄化センターの施設の状況につきましては、表に記載のとおりでございます。</p> <p>4、普及状況でございます。</p> <p>計画区域内の普及率は、全体で100%となっています。</p> <p>5、水洗化の状況です。</p> <p>平成26年度末の水洗化率は、全体で78.45%となっております。</p> <p>6、施設維持管理費につきましては、平成26年度は266,886千円となっております。36ページです。</p> <p>7、浄化槽維持管理費補助金は、全体で32件、640千円を交付しております。</p> <p>8、流域下水道建設費負担金4,398千円は、県が施工します流域下水道の筑前町の負担分でございます。</p> <p>9、受益者負担金の収納率でございますが、現年度分95.38%、滞納分26.89%でございます。</p> <p>10、使用料の収納率は、現年度分98.27%、滞納分25.16%でございます。</p> <p>11の滞納処分でございますが、平成26年度の差し押さえ件数は21件、看過充当額557,727円となっております。</p> <p>37ページをお願いします。</p> <p>不納欠損処分の状況でございます。受益者負担金16件、1,449,500円、使用料43件、1,178,723円です。</p> <p>不納欠損の事由につきましては、42ページに記載しておりますように、執行停止後3年経過によるもの21件、756,149円。執行停止期間中の時効完成によるもの15件、302,615円。時効完成によるもの23件、1,569,459円。合計で59件、2,628,223円でございます。</p> <p>地方債の現在高の状況につきましては、26年度末現在で11,967,969千円となっております。</p> <p>将来の課題でございます。</p> <p>1点目に浸水地区の解消、2点目に経営の健全化、3点目に上水道普及に伴う使用料金制度の改定、4点目に三輪中央浄化センターの高度処理及び処理水の有効利用、5点目に効率的な汚水処理区域への変更検討、以上の5点を将来の課題としております。</p> <p>参考としまして、38ページに福岡県が実施しております宝満川上流流域下水道事業の全体計画と進捗状況を記載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。

	河内委員
河内委員	滞納についてお尋ねしますが、現在、あと何件くらい滞納されているのか、また、回収の見込みは今後あるのかをお尋ねします。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	公共下水道につきまして、滞納件数でございますが、これは、賦課件数ごとにしか、ちょっとシステム上出てきませんので、これが人数ということにはならないですけど、負担金、滞納繰越分で調定件数2, 417件、使用料の滞納繰越分ですけど、調定件数で8, 269件となっております。
委員長	川上委員
川上委員	私も不納欠損の今後の対応についてでお尋ねをします。 前にも聞いたかもしれませんが、使用料については、不納欠損で落とせばですね、3月末で落とせば0になるわけですが、下水道はそのまままた使われる、使用されるわけですね。排水されるわけなんですけど、またそこで使用料が発生してきます。 そうしますと、またそこで滞納になってくれば、またがんばってまた回収していただかないかんというような事情が出て来るんですけど、それをどのように、なるべくこの不納欠損落とさないために、どのような努力をされておられるのか、お尋ねします。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	下水道の使用料につきましては、地方税法に基づいて行っておりまして、時効を一応一時中断させるためにですね、分納制約、要するに一月に3千円でも5千円でも払える分払ってくださいということで、ずっと計画書を組むんですね。一応その間時効が中断します。 あと差し押さえにつきましても、地方税法に基づき一応差し押さえを行っておりまして、差し押さえを行っている期間につきましては、時効が中断しますので、そういった努力を今、しているところでございます。 あと日常的に電話等により催告を職員のほうで毎日ずっとやっております。場合によっては、夜訪問に行ったりとかですね、そういったことは一応やっておるところでございます。
委員長	川上委員
川上委員	であれば、1回不納欠損で処理された後に、また処理をされたという事案はないということで理解してよろしいでしょうか。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 下水道につきましては、三輪地区が平成12年度、夜須地区が平成13年度に供用開始いたしております、その時点で受益者負担金、使用料の賦課が発生しております。 当然、滞納繰越された方につきまして、時効が来れば不納欠損、その年度までの分を不納欠損するわけですけど、その後にもたどうしても払えないという状況、生活的な関係、経済的な状況とかでたまってくる場合があります。それを一応、それも法的に時効が来れば不納欠損せざるを得ませんので、不納欠損している状況はあるかと思われまます。
委員長	川上委員
川上委員	生活困窮者の方にですね、確かにそれはもう大事なことですから、もう生活に関わることでありますから、当然仕方ないとは思いますがね。 ただ、やはり住民の皆さん平等に、やはり公平負担の原則というのがありますもんですから、そこら辺を、ただそういう困窮者に対しては様々な手立てができると思ひ

	<p>ますから、そこら辺も考えてしていただかないと、その都度、その都度また5年過ぎれば不納欠損だと、また落とすじゃですね、またそれでは公平負担の原則に反しますので、ぜひ、そこら辺の努力をしていただいて、これ私は毎回、毎回聞きたいと思っております。ぜひ、努力をお願いしたいと思っております。以上です。</p>
委員長	上下水道課長
上下水道課長	<p>本年度の不納欠損の資料を見てるんですけど、ほとんどが生活保護の受給に開始になったとか、あとはもう生活困窮により執行停止を行わざるを得ないという件数がほとんどでございます。</p> <p>それ以外の方につきましては、財産の調査をいたしております、給与、預貯金、または建物、土地を差し押さえをいたしております。</p>
委員長	横山委員
横山委員	<p>1つだけお尋ねをいたします。</p> <p>資料の35ページ、施設維持管理費というのがございます。</p> <p>その他の中で、26年度が34,400千円ということになっております。</p> <p>これを決算書のほうで見ますと、278ページ、1款1項1目、11節需用費の中の修繕料だと思うんですけども、修繕料が2,380万あると記載がございます。</p> <p>申し訳ない、前年度が私、資料がないんで分かりませんが、前年度の金額と今年の、この2,300万の大きい、大まかな内容が分かれば教えてください。</p>
委員長	上下水道課長
上下水道課長	<p>この要因につきましては、大体毎年修繕料につきましては、計画的にですね、オーバーホールと言いまして、分解修理して、その機会を全部変えると何百万、何千万とかがかりますので、分解修理して100万円程度ぐらいに抑えて、毎年5,600万ぐらいの修繕料でやっておるわけですけど。</p> <p>平成26年度につきましては、破碎機と言いまして、汚水が入ってくる場所に、石とか異物がかみ込んでくるやつを砕く機械があるんですけど、それが破損いたしまして、ちょっともう処理が厳しくなってきた状況があったので、緊急的に6月の補正でですね、約1,400万ぐらい補正をさせていただいて、実際には1,400万弱だったと思っておりますけど、その分で差が出てきているものでございます。</p>
委員長	横山委員
横山委員	<p>それでは、破碎機も分かるんですけども、来年度、27年度以降は2,300万じゃなくて、25年並み、2,000万前後ぐらいで大体できるという考え方でよろしいんでしょうか。</p>
委員長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>施設処理場及びマンホールポンプ場につきましては、今、委託契約をしております維持管理業者のほうで、日常的に点検なり異常があるところを見つけて、それを何年度ぐらいに修理していこうということで、一応計画は立てるんですけど、不測の事態で急に、特にマンホールポンプ場の電気の操作盤あたりなんですけど、こういうのが突然落雷とかですね、そういったことで壊れることもあります。これは直さないと、マンホールポンプが機能しないと、上流がずっと、水が溜まったままということになりますので、緊急的に修理するケースも出てきます。</p> <p>その場合につきましては、当然、予算が足りませんので、補正させていただくことになるかと思っております。</p> <p>既に農業集落排水施設のマンホールポンプ場につきましては、もう20数年を経過しております。当然耐用年数はもう過ぎておるわけでございますけど、一応ポンプにつきましては悪い部品だけを換えて、今は長持ちさせているような状況であります。</p>

	<p>ただ、電気の操作盤につきましては、これは部分的に換えるということではできませんので、全体を変える必要が出てきますので、その時点で、例えば300万、400万の費用が発生することは考えられます。</p>
委員長	<p>質疑ございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、認定第6号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。 認定第6号は、認定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。 したがって、認定第6号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。</p>
委員長	<p>続きまして、認定第7号「平成26年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>平成26年度水道事業会計の決算について、説明いたします。 別冊の筑前町水道事業会計決算書をお願いします。 9ページをお願いします。 最初に、水道事業の実績報告について、説明いたします。 1の概況、総括事項でございしますが、平成17年度から創設事業を開始し10年を経過しており、平成21年度から給水を開始し、事業費ベースにおいて約90%が完了しています。 平成26年度は弥永、森山、畑嶋、三並の配水管布設工事を行い、配水区域を広げました。また、次年度以降の工事設計のための調査設計委託1件を行っております。 工事に伴う地元説明会などで、水道普及促進を行い、水道事業の加入は平成26年度末で4,816件、前年度比増で321件となっております。 整備済み区域の51.5%の加入率となっております。 給水状況につきましては、あとの3.業務のところの説明いたします。 次に、経理の状況でございます。 平成26年度の損益は5,260千円の収益となっております。営業収益が前年度に比較して17,090千円ほど増えたことと、平成26年度からの会計制度の見直しがあり、新たに長期前受金戻入が増加したことによるものでございます。 詳細につきましては、決算書で説明いたしますが、今後より一層の加入促進、経費削減に努めてまいりたいと思います。 11ページをお願いします。 建設工事の状況でございます。 11ページから12ページに、建設工事の概況について記載しています。 配水管布設工事を12工区に分けて実施いたしております。25ミリから200ミリの配水管を約9.5km布設しています。合わせて給水装置を98カ所、消火栓を12カ所設置しています。 今年度工事費欄の上段が最終契約額で、カッコ書きは、内給水装置工事費分で、一般会計の4款衛生費からの支出となっております。</p>

	<p>13ページをお願いします。 業務の状況でございます。 業務量の平成26年度末給水人口は11,712人で、普及率が39.6%、前年度に比べ4.3%増加しています。 年間配水量は944,265<sup>m</sup>で、前年度に比べ1.36%ほど減少しております。 年間有収水量は、料金収入の対象となった水量でございます、690,181<sup>m</sup>です。前年度に比べ12.48%増加をしております。 1<sup>m</sup>当たりの供給単価は260.21円、給水原価は601.25円です。 供給単価は前年度とほぼ変わりませんが、給水原価は前年度に比べて66円ほど安くなっております。 14ページでございます。 事業収入及び事業費に関する事項です。 事業収入420,231千円に対し、事業費用は414,971千円、差引5,260千円の収益となっております。 次に、15ページをお願いします。 会計の状況です。15ページから16ページ上段にかけて、重要契約の要旨の工事請負契約を記載しております。 16ページ中段に(2)企業債及び一時借入金の概況について、記載をしております。 企業債の26年度の借入額は145,000千円となっております。23年度から元金の償還が始まっており、年度末の起債償還金残高は2,653,980千円となっております。 なお、一時借入金は借り入れを行っておりません。 17ページをお願いします。 キャッシュフローの計算書でございます。 26年度の資金期末残高は281,096千円です。 次に、21ページをお願いします。 固定資産の明細書でございます。 26年度末の残高は6,882,613千円です。 22ページをお願いします。 先ほど説明しました企業債の明細書を付けております。 続きまして、水道事業の決算報告について、説明いたします。 1ページにお戻り願います。 1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出については、25ページからの付属書類と合わせてご覧願います。決算額を節ごとに詳細に仕分けしておりますので、合わせて参照願います。 なお、金額は、消費税を含む額となっております。 1の収益的収入及び支出です。 水道事業収益の決算額は445,341千円に対し、水道事業費用の決算額は421,956千円、差引23,385千円の収益です。 収入の営業収益の決算は、付属書類の25ページをお願いします。 水道使用料は193,123千円、加入金などのその他営業収益が30,582千円、予算額に対して14,222千円の増収となっております。 営業外収益の決算は、予算額に対して4,659千円の増収となっております。 主な要因としましては、消費税還付金の増によるものでございます。 26ページをお願いします。 支出の営業費用の決算額は369,883千円で、予算額に対して4,152千円</p>
--	--

の不用額が出ています。

主なものにつきましては、四三嶋調整池の電気料、修繕費、人件費、機器のリース料、水道メーター検針委託料などでございます。

27ページをお願いします。

営業外費用は企業外利息などで、決算額47,263千円です。

特別損失は4,810千円です。これは、地方公営企業会計制度の改正によるものでございます。

次に、2ページにまたお戻り願います。

資本的収入及び支出の説明をいたします。

資本的収入の決算額は358,772千円です。予算額に対して1千円の減収になっています。

資本的支出の決算額は393,326千円で、資本的収入から資本的支出の差引は、不足額が34,554千円となっています。これにつきましては、過年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をしています。

収入の内訳につきましては、企業債が145,000千円、出資金100,000千円、これは、一般会計の衛生費から建設改良費に係る出資金で、国庫補助対象事業費の3分の1となっています。

国庫補助金100,000千円、補助率は3分の1です。

他会計補助金8,972千円、一般会計予算の衛生費から建設改良事業運営に係る経費の補助金です。

他会計負担金4,800千円、一般会計予算の消防費から消火栓設置に係る経費の負担金となっています。

次に、支出の内訳です。

建設改良費の決算額は361,224千円となっています。

内訳は、付属書類の29ページをお願いします。

工事費、委託費の施設整備費354,813千円、人件費などの事務費5,418千円、量水器の購入費992千円です。

企業債償還金32,102千円、企業債元金の償還金です。

続いて、財務諸表について説明をいたします。

3ページにお戻り願います。

損益計算書を付けております。

26年度中における収益と、これに対する費用を消費税抜きで記載した経営成績を示すものでございます。

営業収益から営業費用を差し引き152,857千円の営業損失です。

営業外収益から営業外費用を差し引き162,928千円の収益で、当年度純利益は5,260千円となっています。

前年度繰越欠損金、未処分利益剰余金を加えると、当年度末処理欠損金が153,541千円でございます。

4ページをお願いします。

剰余金計算書及び欠損金処理計算書です。

剰余金計算書は、剰余金が年度中にどのように変動したか。決算金処理計算書は、欠損金の処理状況を示したものです。

剰余金決算書の資本剰余金は、国庫補助金、他会計補助金は一般会計からの補助金、その他資本剰余金は一般会計からの負担金と建設負担金です。

受贈財産評価額は朝倉市からサンポートに配水していた水道管を筑前町に無償譲渡を受けたものでございます。平成24年4月に受けております。

なお、平成26年度からの地方公営会計の見直しにより、移行処理をしております。

	<p>利益剰余金は3ページの損益計算書からの計上です。年度末の資本剰余金合計は159,902千円です。</p> <p>欠損金処理計算書のとおり処分を行った資本剰余金はございません。</p> <p>次に、5ページをお願いします。</p> <p>貸借対照表を付けております。</p> <p>平成26年度末における資産、負債及び資本について、表示しています。</p> <p>資産の部です。</p> <p>固定資産合計6,362,413千円、流動資産合計329,757千円です。</p> <p>未収金48,661千円の主なものは、国庫補助金、消費税還付金です。</p> <p>資産合計は6,692,171千円となっています。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>負債の部、負債合計は4,693,485千円となっています。</p> <p>次に、資本の部です。</p> <p>資本金合計1,992,324千円です。一般会計からの出資金の累計額でございます。</p> <p>剰余金の合計は6,361千円となっています。</p> <p>資本金と剰余金を合わせた資本合計は1,998,685千円です。</p> <p>負債資本の合計は資産と同額の6,692,171千円です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑に移ります。</p> <p>河内委員</p>
河内委員	<p>付属の資料の22ページです。</p> <p>企業債明細書がありますが、この中で金利の高いもの、平成22年3月25日が、同じところから借りてるんですが、わずかですけど、0.2%金利が高くなっていますけれども、この金利の高いものから返還ということはできないんでしょうか、お尋ねします。</p>
委員長	上下水道課長
上下水道課長	金利の高いものから償還ということは、できないことになっております。
委員長	河内委員
河内委員	<p>別の質問です。</p> <p>道路で漏水をしているところが見受けられて、これは、課長にも報告していますが、水道管が漏水した場合、布設事業者の瑕疵責任とかはあるんでしょうか、お尋ねをいたします。</p>
委員長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先日河内委員から、水溜りの件について見に行きましたけど、あれは水道の漏水ではなくて、舗装が下がっていることにより水が溜まっておるものでございました。</p> <p>なお、道路上等で漏水が発生した場合、一応業者の瑕疵担保につきましては、通常は2年なんですけど、重大な瑕疵とみなしまして、10年間は業者のほうで補修をしていただくようになっております。</p>
委員長	<p>質疑ございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、認定第7号「平成26年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を、採決したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>認定第7号は、認定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、認定第7号「平成26年度筑前町水道事業会計決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。</p>
委員長	<p>続きまして、認定第8号「平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>都市計画課長</p>
都市計画課長	<p>平成26年度工業用地造成事業特別会計について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出決算書の299ページからでございますが、取り扱う項目が少ないため、歳入歳出決算事項別明細書でご説明申し上げます。</p> <p>303ページの歳入をお願いいたします。</p> <p>歳入は、1款1項1目一般会計繰入金1,581千円、4款1項1目繰越金519千円で、予算現額は2,100千円です。</p> <p>続いて305ページの歳出をお願いします。</p> <p>1款1項1目工業団地造成事業費として、15節工事請負費が1,890千円でございます。調整池維持管理工事費として執行いたしました。</p> <p>2款予備費100千円は、支出予定がなかったため全額不用額とし、次年度に繰り越します。</p> <p>307ページをお願いします。</p> <p>歳入総額2,099千円、歳出総額1,890千円、歳入歳出差引残額209千円は、決算承認後、平成27年度へ繰り越し処理を行います。</p> <p>引き続き、決算審査特別委員会資料をお願いいたします。</p> <p>47ページに、実績報告の成果と課題を記載しています。</p> <p>まず、重点施策の方向です。</p> <p>北部九州は、産学官一体となって、自動車産業の拠点化を推進しており、わが国の自動車産業を支える拠点に成長しています。</p> <p>一方では、新興国の需要拡大に伴い、世界的な生産拠点間の競争が激化しており、自動車産業は大きな転換期を迎えています。</p> <p>福岡県は九州大学と連携し、水素自動車開発にも取り組んでおり、これらを取り巻く製造業も活発化すると思われまます。</p> <p>町では、平成24年3月に策定した後期基本計画の政策目標に、引き続き「活力と交流に満ちたちくぜん」を掲げ、企業誘致活動を通じ、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図ることとしています。</p> <p>特に、主要地方道久留米筑紫野線沿線の四三嶋地区を企業誘致ゾーンに定め、この地区のポテンシャルを高く、企業誘致活動を積極的に推進しています。</p> <p>今まで企業2社への工業用地の分譲は取り組みましたが、農地法の厳格化により、優良農地の転用は厳しく、新たな進出企業を見いだせない状況ではありますが、地域活性の切り札は企業誘致であるということを認識の下、さらに県の企業誘致担当部署などと連携し、企業誘致活動を積極的に取り組みます。</p> <p>次に、成果及び将来の課題についてです。</p> <p>成果としましては、平成22年7月に町と企業立地協定を行った株式会社岐阜多田精機が、平成23年2月に企業誘致ゾーン内の土地を取得し、平成24年5月に操業を開始しており、今後の発展に期待するところです。</p>

	<p>平成21年度に譲渡したマルヤス工業株式会社の工業用地につきましては、約2年間の協議の結果、町が買い戻すことになっています。今後は、町の所有となれば、この土地を核として優良企業の誘致に取り組むことが必要となってまいります。</p> <p>参考ですが、7月27日に議会議決をいただきまして、株式会社マルヤス工業用地の物件につきましては、8月5日に契約をして、現在町の所有地となっております。</p> <p>最後に、契約等の主要な要旨でございます。</p> <p>契約を締結した件名は、3. 契約等の主要な要旨に記載する調整池維持工事を行った1件のみでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑に移ります。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、認定第8号「平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>認定第8号は、認定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、認定第8号「平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。</p>
閉会	
委員長	<p>本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの審査が全部終了しました。</p> <p>町長</p>
町長	<p>特別審査委員会閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>平成26年度決算審査特別委員会の審査認定案件である8つの会計は、慎重審議の上すべて承認をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>委員会での指摘、ご意見につきましては、内部検討し、改善できるものは来年度に反映させていただきます。</p> <p>それでは、本会議での承認もよろしくお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。お疲れさまでした。</p>
委員長	<p>これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(11:23)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するために署名する。

委員長

田中政浩